

## 利益相反取引の管理に関する方針

AY保険サービス株式会社は、「利益相反取引の管理に関する方針」を定め、役職員および勤務型代理店がこれを遵守することによって、お客様の利益が不当に害されることのないよう利益相反取引の管理に努めています。

当社のレンタカー事業(自家用自動車有償貸渡業)は、保険金の使途となるような財・サービスを提供する事業(「保険金関連事業」といいます。)に該当します。

保険契約者・被保険者であるお客様に他のお客様よりも高い料金でレンタカー借入費等を請求する行為は、お客様との利益が相反することになるため、厳に慎む必要があります。

レンタカー事業(自家用自動車有償貸渡業)についての車両の提供(貸出)にあたっては、お客様との利益が相反することがないか、確認することとしています。

ご不明点等がある場合には、当社代表取締役 蘆田英生までご相談ください。

2025年11月13日

以上